

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

August 2009

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成 21 年度「経済危機対策」における税制上の措置

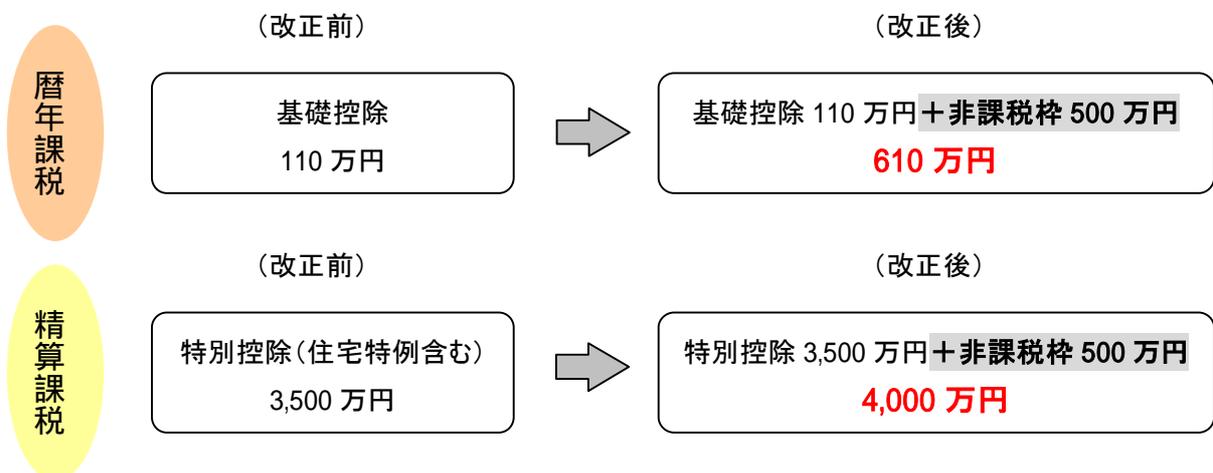
平成 21 年 4 月 10 日にとりまとめられました「経済危機対策」(「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)に基づき、最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、以下の措置を講じられました。

(個人に関するもの)

・ 住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、20 歳以上の者がその直系尊属(父母、祖父母など)から受ける住宅取得等のための金銭の贈与については、当該期間を通じて 500 万円までは贈与税を課さないこととします。

注)適用対象となる住宅取得等の範囲は、現行の住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例と同様に、居住用家屋と同時に取得する敷地及び居住用家屋の増改築を含みます。

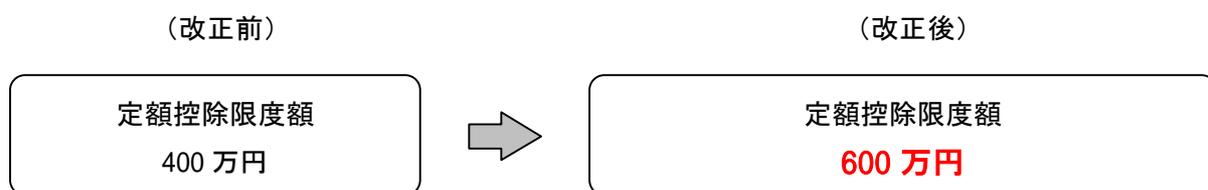


(法人に関するもの)

・ 中小企業の交際費課税の軽減

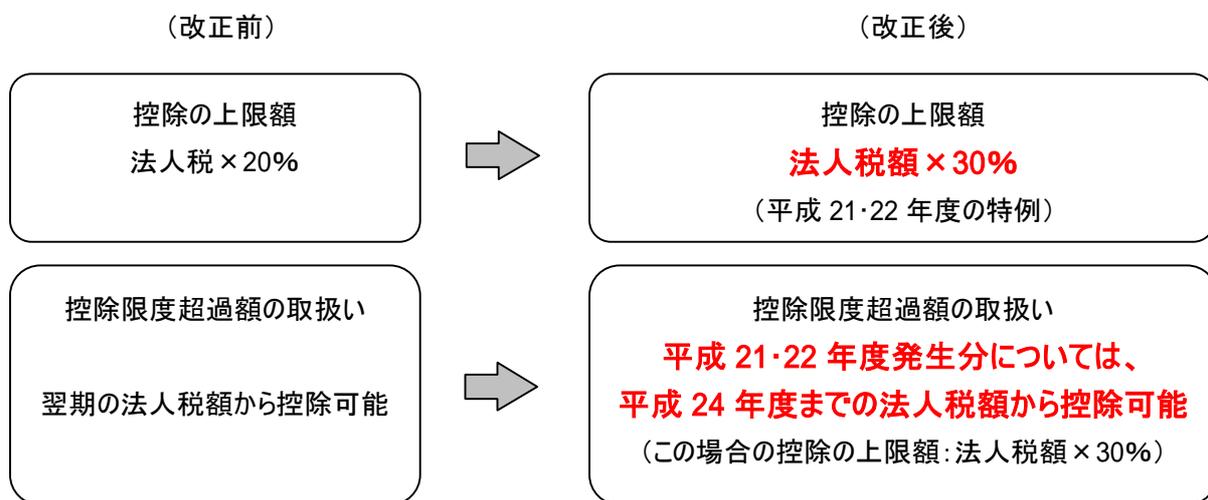
資本金 1 億円以下の法人に係る交際費課税について、平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度( 1)から、定額控除限度額( 2)を 400 万円から 600 万円に引き上げます。

- ( 1)既に申告している場合であっても、改正後の措置が適用になります。
- ( 2)定額控除限度額に達するまでの交際費金額の 90%を損金算入できます。



・ 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成 21 年度、22 年度に生ずる税額控除限度超過額について、平成 23 年度、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とします。



(文章:紀村・樋上)

～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117